



調達号外第682号

令和5年3月3日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

○テーブルほか73点の賃貸借について……………1

資格

○令和5年度における広島市及び広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札参加者の資格……………3

○令和5年度における広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る競争入札参加者の資格……………5

入札

入札公告

令和5年3月3日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
テーブルほか73点の賃貸借
- (2) 借入れの内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和5年5月26日まで
- (4) 履行期間
令和5年5月16日から同月23日まで
- (5) 予定価格
68,240,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (6) 借入場所
広島市消防局・中消防署ほか8か所
詳細は入札説明書による。
- (7) 入札方法
ア 入札金額は、総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札区分

本件は、広島市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定めるところにより、所定の入札書の持参又は郵送(配達証明付書留郵便)により入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の借入れ」の登録種目「20-07 その他」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる事項を証明した者であること。

ア 納入しようとする物品が、入札説明書及び仕様書に定める機能等を有することを証明した者であること。

イ 本市が必要とする物品を確実に納入できること。

ウ 納入しようとする物品に係る迅速なメンテナンスを本市の求めに応じて提供できることを証明した者であること。

(6) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「リース 一般競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

<p>ア 交付期間 入札公告の日から令和 5 年 4 月 1 7 日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで</p> <p>イ 交付場所 〒 7 3 0 - 0 0 5 1 広島市中区大手町五丁目 2 0 番 1 2 号 広島市消防局総務課（消防局・中消防署 4 階） 電話 0 8 2 - 5 4 6 - 3 4 1 6（直通）</p> <p>(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法 本市のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合には、前記(1)ア及びイにより交付する。</p> <p>(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先 前記(1)イに同じ。</p> <p>(4) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の持参又は郵送（配達証明付書留郵便）によることができる。</p> <p>イ 入札書の提出期間等 (7) 電子入札システムによる場合の提出期間 令和 5 年 4 月 1 4 日（金）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで及び同月 1 7 日（月）の午前 8 時 3 0 分から午後 3 時まで (4) 持参による場合の提出期間及び提出場所 a 提出期間 前記(7)に同じ。 b 提出場所 前記(1)イに同じ。 (7) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先 a 提出期間 入札公告の日から令和 5 年 4 月 1 7 日（月）午後 3 時まで（必着） b 提出先 前記(1)イに同じ。</p> <p>(5) 入札金額内訳書の提出方法 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。</p> <p>(6) 入札回数 入札回数は、1 回限りとする。</p> <p>(7) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 イ 場所 広島市中区大手町五丁目 2 0 番 1 2 号 消防局・中消防署 4 階第二会議室</p> <p>4 落札者の決定 本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第 1 5 条及び第 1 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>5 その他</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 入札保証金 免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第 2 条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（1 0 0 分の 5）の損害賠償金を請求する。</p> <p>(3) 入札者に求められる義務 この一般競争入札に参加を希望する者は、前記 2 に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を令和 5 年 4 月 6 日（木）までに前記 3 (1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。 ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記 2 (2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札 イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 ウ 入札金額を訂正したもの エ 前記 1 (5)の予定価格を上回る入札 オ その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものを除く。） カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年広島市規則第 1 3 2 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札</p> <p>(5) 契約保証金 要。ただし、規則第 3 1 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 入札の中止等 本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。</p> <p>(8) 予算の成立及び契約締結日 本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするともに、契約締結日は落札決定した日から 5 日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）とする。</p>
--	--

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
前記2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者
も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、
入札に参加するためには、開札の時に於いて、広島市競争入札参
加資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be procured:
Leasing of a table and 73 other room furnishings
- (2) Fulfillment period:
From the day of contract conclusion through May 26, 2023
- (3) Fulfillment locations:
Hiroshima City Fire Services Bureau/Naka Fire Station
and eight other locations
(See the tender specification for details)
- (4) Tender submission period:
From the day of tender announcement through 3:00 pm,
Monday, April 17, 2023
- (5) Contact point:
General Affairs Division
Hiroshima City Fire Services Bureau
20-12 Otemachi 5-chome, Naka-ku, Hiroshima City
730-0051 Japan
Tel 082-546-3416

資 格

競争入札参加者の資格に関する公告

令和5年3月3日

令和5年度において、広島市及び広島市水道局が発注する別表の発
注工事分類表に掲げる建設工事（以下「工種」という。）のうち、地
方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平
成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調
達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以
下「競争入札参加資格」という。）の要件及び当該資格の審査申請の
手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 村 上 裕 之

- 1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4
第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のい
ずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事
業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、そ
の期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他
の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑
に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をし
た者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者
又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため
に連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行する
ことを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1
項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執
行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、
当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行っ
た者

キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加でき
ないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当た
り代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 競争入札に参加しようとする発注工事（発注する工事ごとの案
件をいう。以下同じ。）に係る工種に対応する業種について、建
設業の許可を受けていること。

(4) 競争入札に参加しようとする発注工事に係る工種に対応する
建設業に関し、競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査
申請」という。）の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日
とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第
27条の23第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）（経
営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とす
るものに限る。）を受け、かつ、当該経営事項審査（資格審査申
請の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事
項審査を2回以上受けている場合にあつては、資格審査申請の日
直近において受けた経営事項審査）に基づく経営規模等評価結果
通知書・総合評定値通知書において年間平均完成工事高及び総合
評定値の記載があること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生
法（平成11年法律第225号）の適用を受けている者にあつて
は、次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審
査に限る。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあつ
ては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日

イ 会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者にあつ
ては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日

ウ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつ
ては、再生手続開始の決定の日以後の日

エ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあつ
ては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は
再生計画認可の決定の日以後の日

(5) 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以
下「要綱」という。）第11条第1項（第3号から第5号までに
係る部分に限る。）又は同条第2項若しくは第3項若しくは第1
1条の3第1項（いずれも要綱第11条第1項（第3号から第5
号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の

規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

- (6) 要綱第 1 1 条の 4 第 1 項又は第 2 項（いずれも要綱第 1 1 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）若しくは厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）の適用事業所又は雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の適用事業の事業主にあつては、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をしていること。
- (9) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成 1 6 年 1 2 月 1 日施行）第 4 条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格の審査申請の手續

(1) 申請方法

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類（各 1 部）を持参し提出すること。

(2) 申請期間、入力時間及び提出時間

ア 申請期間 公告の日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。

イ 入力時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

ウ 提出時間 午後 1 時から午後 5 時まで
なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎 1 5 階）

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程（昭和 2 2 年大蔵省令第 9 5 号）第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法に基づく更生手續開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合、民事再生法

に基づく再生手續開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合又は建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号）附則 4 又は附則 6 の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する者となった場合は、要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記 1 に掲げる資格の要件に適合しているかどうかについて、前記 2 の申請手續により提出された書類により審査する。

結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。

また、前記 1 に掲げる資格の要件に適合すると認められる者で、かつ、等級による格付を行う工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）の資格審査申請をしている者については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものを合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を付与する。

(1) 経営事項審査評価事項

経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中の申請している工種に対応する総合評定値（P）

(2) 広島市評価事項

- ア 広島市が発注した建設工事の前 2 か年の完成工事平均成績
- イ 広島市の指名停止等の状況
- ウ まちの美化活動の取組状況
- エ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況
- オ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況
- カ 子育て支援の取組状況
- キ 男女共同参画の取組状況
- ク 若者の就業支援の取組状況
- ケ 青少年の雇用の促進等の取組状況
- コ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況
- サ 失業者に関する雇用の取組状況
- シ 障害者に関する雇用の取組状況
- ス 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況
- セ 災害時の地域貢献の状況
- ソ 消防団協力事業所の認定状況
- タ エコアクション 2 1 又は ISO 1 4 0 0 5 の認証・登録の状況
- チ 建設業労働災害防止協会への加入

4 資格の有効期間及び更新手續

(1) 有効期間

広島市長又は広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から次の定期の資格審査申請の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第 4 条第 1 項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第 2 項本文の規定による 3 か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日までの間は、特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。

(2) 更新手續

前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査申請の受付に係る公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 入札参加資格審査申請書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 3 委任関係がある場合にあつては、委任状（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 4 新規申請、振替口座の変更等の場合にあつては、口座振替依頼書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 5 法人にあつては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあつては身分証明書及び誓約書（いずれも証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 6 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）（e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したのもでも可）
- 7 広島市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない場合にあつては、申立書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（資格審査申請を行う日において経営事項審査の審査基準日から1年7か月を経過していないもの）
- 9 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが確認できる次のいずれかの書類
 - (1) 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの（記載の発行日が前記2(1)の「業者登録受付システム」において入力内容を送信した日以降のもの）
 - (2) 建設業許可証明書、建設業許可確認書若しくは建設業許可通知書（証明年月日又は通知年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 10 営業所一覧表
- 11 広島市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合にあつては、営業所等調査兼実態調査同意書
- 12 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の普通切手（建設工事に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）
- 13 管工事に係る申請者で浄化槽工事の施工を希望する者にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出受理通知書の写し
- 14 広島市評価事項の実績調書及び評価基準に該当することが確認できる書類（該当者のみ）

別表

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類
土木工事業	土木一式工事
建築工事業	建築一式工事

大工工事業	大工工事
左官工事業	左官工事
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事
石工事業	石工事
屋根工事業	屋根工事
電気工事業	電気工事
管工事業	管工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事
鉄筋工事業	鉄筋工事
舗装工事業	舗装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金工事
ガラス工事業	ガラス工事
塗装工事業	塗装工事
防水工事業	防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事
電気通信工事業	電気通信工事
造園工事業	造園工事
さく井工事業	さく井工事
建具工事業	建具工事
水道施設工事業	水道施設工事
消防施設工事業	消防施設工事
清掃施設工事業	清掃施設工事
解体工事業	解体工事

競争入札参加者の資格に関する公告

令和5年3月3日

令和5年度において、広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件及び当該資格の審査申請の手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
 広島市水道事業管理者 村 上 裕 之

1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事

業管理者が 3 年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間) を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ この号(このキを除く。)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

ア 測量業務について申請しようとする者は、測量法(昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 5 5 条第 1 項の規定による登録を受けている者であること。

イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般について申請しようとする者は、建築士法(昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号) 第 2 3 条第 1 項の規定による登録を受けているものであること。

(4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱(平成 1 8 年 6 月 1 日施行。以下「要綱」という。) 第 1 1 条第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)又は同条第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 1 1 条の 2 第 1 項(いずれも要綱第 1 1 条第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。))の規定に相当する部分に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者)にあっては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

(5) 要綱第 1 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項(それぞれ要綱第 1 1 条第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。))の規定に相当する部分に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者)にあっては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

(6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領(平成 1 6 年 1 2 月 1 日施行) 第 4 条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格の審査申請の手続

(1) 申請方法

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類(各 1 部)を持参し提出すること。

(2) 申請期間、入力時間及び提出時間

ア 申請期間 公告の日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 4 9 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。

イ 入力時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで(同入力時間内に入力・送信を完了させること。)

ウ 提出時間 午後 1 時から午後 5 時まで

なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市財政局契約部工事契約課(本庁舎 1 5 階)

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語による翻訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程(昭和 2 2 年大蔵省令第 9 5 号) 第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合は、要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記 1 に掲げる資格の要件に適合しているかどうかについて、前記 2 の申請手続により提出された書類により審査する。

結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。

4 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

広島市長又は広島市水道事業管理者が定める日(以下「有効期間開始日」という。)から次の定期の競争入札参加資格の審査の申請(以下「資格審査申請」という。)の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第 5 条第 1 項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第 2 項本文の規定による 3 か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日までの間は、特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。

(2) 更新手続

前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査申請の受付に係る公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 入札参加資格審査申請書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 3 委任関係がある場合にあっては、委任状（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 4 新規申請、振替口座の変更等の場合にあっては、口座振替依頼書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 5 法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあっては身分証明書及び誓約書（いずれも証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 6 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）（e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したのもでも可）
- 7 広島市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない場合にあっては、申立書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 8 技術者経歴書
- 9 営業に関し法律上必要とする登録の証明書等（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 10 法人にあっては資格審査申請を行う日の直前の事業年度終了の日の直前1年の事業年度の財務諸表、個人にあっては前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書
- 11 広島市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合にあっては、営業所等調書兼実態調査同意書
- 12 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の普通切手（建設コンサルタント業務等に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）